

安全運転管理者等に関する事務取扱要領について（例規）

最終改正 令和 7. 12. 12 例規情第36号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

この度の道路交通法等の一部改正で、安全運転管理者等に関する規定が整備されたことに伴い、安全運転管理者等に関する事務をより適正かつ効率的に処理するため、みだしのことについて下記のように定めたから、運用上誤りのないようにされたい。

なお、道路交通法等の一部改正に伴う安全運転管理者に関する規定の運用について（昭和40. 9. 14：40交総第 436号）の例規通達は、廃止する。

記

第1 安全運転管理者等の選任に係る届出書等の受理等

当該自動車の使用の本拠の所在地を管轄する警察署長（以下「警察署長」という。）は、自動車の使用者又はその代理人（以下「届出者」という。）から安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任に係る安全運転管理者等に関する届出書（京都府道路交通規則（昭和35年京都府公安委員会規則第13号。以下「府規則」という。）様式第10号及び様式第10号の2。以下「届出書」という。）の提出を受けたときは、次により措置するものとする。

1 受理

届出書及び府規則第12条の2第2項に規定する書類（以下「添付書類」という。）各1通を受理することとし、自動車の運転の管理の実務の経験に関する経歴を証明する添付書類は、安全運転管理実務経歴証明書（様式第1）により届出をするよう指導すること。

なお、安全運転管理者等を解任後遅滞なく他の者を安全運転管理者等に選任して届出書を提出した場合は、解任した安全運転管理者等の氏名等を前安全運転管理者等欄に記入することによって、解任届を兼ねるものとする。

2 審査

受理した届出書及び添付書類については、次の事項について審査を行うこと。

(1) 届出書

ア 「届出年月日」

選任の日から15日以内であるか。

イ 「届出理由」

該当する不動文字を○で囲んでいるか。

ウ 「届出者の氏名、住所」（法人にあつては名称及び代表者の氏名、所在地）

道路交通法（昭和35年法律第 105号。以下「法」という。）第74条の3に規定する自動車の使用者となつているか。（例 支店長、営業所長等自動車の使用の本拠の位置の長）

エ 「選任年月日」

自動車の使用者から、当該安全運転管理者等として選任された日が記載されているか。

オ 「安全運転管理者等の氏名、生年月日」

添付書類の住民票、旅券又は運転免許証の写し（法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、運転免許証の写しその他当該者が免許を受けていることを証するに足りる書面（電磁的記録で作成されているものを含む。））と同一であるか。

カ 「資格要件」

運転の管理経験については、該当するもの1項目（該当項目が2以上ある場合は、記入順序が先のもの1項目）を○で囲んでいるか。

キ 「職務上の地位」

職階制を採用している事業所等にあつては、役職名の該当項目を○で囲んでいるか。職階制を採用していない事業所等にあつては、その地位（例 配車責任者、出荷責任者、営業担当者等）がそれぞれ記載されているか。

ク 「安全運転管理者又は副安全運転管理者が運転免許を持っている場合」

免許種類は最も上位の運転免許が、また免許の年月日は取得年月日がそれぞれ記載されているか。

ケ 「安全運転管理者または副安全運転管理者の勤務の態様」

勤務について該当の不動文字を○で囲んでいるか。また「その他」に該当する場合は、（ ）内に勤務態様が具体的（例 3 交替制、4 交替制等）に記載されているか。また、副安全運転管理者の有無については、該当の不動文字を○で囲んでいるか及び「あり」に該当する場合は（ ）名に人数が記載されているか。

コ 「安全運転管理者等の略歴」

自動車の運転の管理の実務に関する経歴が記載されており、添付書類の記載内容と同一であるか。

サ 「使用の本拠」

通称又は略称でなく、正規の名称を記載し、位置については地番まで正しく記載されているか。また、業種別については、該当するもの1項目（該当項目が2以上ある場合は、記入順序が先のもの1項目）を○で囲んでいるか。

シ 「自動車台数」

- (ア) 所有者又は使用者の名義のいかんを問わず、当該事業所等において管理・使用する自動車（以下「業務用自動車」という。）が車種別に漏れなく記載されているか。
- (イ) 大型自動二輪車又は普通自動二輪車については、1台を0.5台に換算した台数が記載されているか。

ス 「運転者数」

免許種別は、当該事業所等の業務用自動車を運転することができる者の有している運転免許の種別のうち最も上位のものが記載されているか。

セ 「前安全運転管理者」

解任年月日等が記載されているか。

(2) 添付書類

ア 旅券及び運転免許証の写し等

有効期限内のものであるか。

イ 住民票の写し

届出前1箇月以内に発行されたものであるか。

ウ 安全運転管理実務経歴証明書

届出書に記載されている当該資格要件を疎明するに足りる安全運転管理の経験に関する事項が、自動車の使用者によつて証明されているか。

エ 運転記録証明書

届出前1箇月以内に発行された運転記録証明書（自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第4号の規定によるもの。）であるか。

3 措置

受理した届出書等について審査した結果、安全運転管理者等の資格要件に適合すると認められた場合は、次により措置するものとし、安全運転管理者等の資格要件に適合しないと認められた場合は、届出者にその理由を説明するとともに、他の適任者を選任して届出をするように教示し、届出書等を返還すること。

(1) 京都府警察情報管理システムによる安全運転管理者等管理システム（以下「安管システム」という。）による管理要領

ア 安全運転管理者の登録要領

(ア) 届出書を受理した場合は、その都度登録すること。

(イ) 届出番号は、届出受理順の追番号を付することとなる。ただし、廃止等の理由により空番号が生じたときは、新規届出があり内容登録をする際に、自動的にその空番号の早い番号から付することとなる。

(ウ) 選任年月日は、現在の自動車の使用者から選任された年月日を登録すること。

(エ) 安全運転管理者として最初に選任された年月日は、いずれの事業所等における選任であるかを問わず、最初に自動車の使用者から安全運転管理者として選任された年月日を登録すること。

(オ) 副安全運転管理者として最初に選任された年月日は、前記（エ）に準じて登録すること。

(カ) 講習記録は、法定講習（法第108条の2第1項第1号の講習をいう。以下同じ。）の受講状況を明らかにするため、受講年月日を登録すること。

イ 副安全運転管理者の登録要領

前記アに準じて登録すること。ただし、届出番号については、当該事業所等の安全運転管理者の届出番号の枝番号（例1-1、1-2、1-3）を付することとなる。

(2) 届出書等の整理保管等

受理した届出書の届出番号欄に、安管システムにより付された届出番号と同一の番号を付した後、添付書類とともに編冊して警察署に保管すること。

第2 安全運転管理者等の解任に係る届出書等の受理等

警察署長は、届出者から安全運転管理者等の解任に係る届出書の提出を受けたときは、次により措置するものとする。

1 受理

前記第1の1に準じて措置すること。ただし、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第9条の8又は第9条の11の規定による安全運転管理者等の選任を必要とする自動車台数に満たなくなつたことを理由とする届出書を受理するとき

は、その理由となつた事実を証明する書類又はその写し（以下「証明書類等」という。）の添付を指導すること。

2 審査

受理した届出書及び証明書類等については、次の審査を行うこと。

(1) 届出書

ア 届出年月日

解任の日から15日以内であるか。

イ 届出事項

解任に係る届出に必要な事項（届出理由、①、②、③、⑨、⑩、⑪及び⑫）が記載されているか。

(2) 証明書類等

届出理由が、次の証明書類等によつて疎明されているか。

ア まつ消登録証明書（道路運送車両法（昭和26年法律第 185号。以下「車両法」という。）第16条第2項の規定によるもの）

イ 譲渡証明書（車両法第33条第1項の規定によるもの）

ウ 自動車運送事業免許（道路運送法（昭和26年法律第 183号。以下「運送法」という。）第4条の規定によるもの）又は第二種利用運送事業許可（貨物運送取扱事業法（平成元年法律第82号）第3条の規定によるもの）

エ 犯罪被害証明（証明事務等に関する訓令（昭和45年京都府警察本部訓令第6号）第2条第2項第7号の規定に基づくもの）

オ 有償貸渡許可（運送法第80条第2項の規定によるもの）

カ その他の証明書類

3 措置

受理した届出書等について審査した結果、安全運転管理者等の解任理由に適合すると認められた場合は、次により措置するものとし、安全運転管理者等の解任理由に適合しないと認められた場合は、届出者にその理由を説明するとともに、届出書等を返還すること。

(1) 安管システムによる管理要領

ア 新たな安全運転管理者等の選任を必要としない解任の届出書を受理した場合は、解任に係る内容の全てをその都度登録すること。

イ 解任と選任を兼ねる届出書を受理した場合は、選任及び解任に係る内容の全てをその都度登録すること。

(2) 届出書等の整理保管等

受理した解任に係る届出書については、前記第1の3の(2)に準じて措置すること。

第3 届出事項の変更に係る届出書等の受理等

警察署長は、届出者から届出事項の変更に係る届出書の提出を受けたときは、次により措置するものとする。

1 受理

届出書の内容が、安全運転管理者等氏名の変更（同一人の氏名に限る。）、安全運転管理者等の職務上の地位並びに自動車の使用の本拠の名称及び位置の変更のものについては、その都度受理し、その他の届出事項（安全運転管理者等の勤務態様、使用の本拠における自動

車台数、運転者数等)については、極力変更の都度、届出をさせるよう指導し、前記第1の1に準じて措置すること。ただし、添付書類については、安全運転管理者等氏名の変更のほかは提出を求めないこと。

2 審査

届出書及び添付書類の審査は、前記第1の2に準じて行うこと。

3 措置

受理した届出書等について審査し、次により措置するものとする。

(1) 一部変更に伴う届出内容の管理要領

届出内容の一部変更に伴う届出書を受理した場合は、変更に係る内容全てをその都度登録すること。

(2) 自動車の使用の本拠の位置の変更に係る届出の場合

届出内容が、自動車の使用の本拠の位置の変更に係るもので、京都府下の他の警察署の管轄区域から転入してきた場合は、当該警察署に対して、変更の届出があつた旨を電話により通報し、通報を受けた警察署は、速やかに安全運転管理者等に関する届出書等移送書(様式第2)により通報した警察署に送付すること。

(3) 自動車の使用者(届出者)の変更に係る届出の場合

届出内容が、自動車の使用者の変更に係る場合は、選任に係る届出に準じ、新規扱いとして措置すること。

(4) 届出書等の整理保管等

受理した届出事項の変更に係る届出書等の整理保管については、前記第1の3の(2)に準じて措置すること。

第4 自動車の使用者に対する是正措置命令

自動車の使用者に対する是正措置命令(法第74条の3第8項)に係る事務は、次により措置するものとする。

1 是正措置事案の発生報告等

(1) 報告

警察署長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動警ら課長及び鉄道警察隊長(以下「警察署長等」という。)は、自動車の使用者が安全運転管理者に対し、法第74条の3第2項の業務を行うため必要となる事業所内の権限を与えていない又は必要な機材を整備していないため自動車の安全な運転が確保されていないと認める事案(以下「是正措置該当事案」という。)を認知したときは、自動車の使用者に対する是正措置命令事案発生報告書(様式第3)に当該是正措置該当事案の送致書類の写しを添付し、交通企画課長を経由して京都府公安委員会(以下「委員会」という。)に報告すること。

(2) 審査等

交通企画課長は、自動車の使用者に対する是正措置命令事案発生報告書等を審査した結果、是正措置命令事案に該当すると認めた場合は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。)の定めるところにより弁明の機会の付与の手続きを行うこと。

2 是正措置命令の通知

交通企画課長は、是正措置命令が発せられたときは、是正措置命令書(府規則様式第10号

の5の2)を警察署長に送付すること。

3 是正措置命令書の交付等

警察署長は、是正措置命令書の送付を受けたときは、当該自動車の使用者に対して、是正措置命令書を交付し、速やかに是正を行うよう教示すること。

第5 安全運転管理者等の解任命令

安全運転管理者等の解任命令（法第74条の3第6項）に係る事務は、次により措置するものとする。

1 解任命令事案の発生報告等

(1) 報告

警察署長等は、安全運転管理者等が施行規則第9条の9の要件を備えないこととなった事案又は安全運転管理者が同規則第9条の10の業務を怠り、かつ、これにより交通事故が発生したり違反行為が繰り返されるなど自動車の安全な運転が確保されていないと認める事案（以下「解任該当事案」という。）を認知したときは、安全運転管理者等解任命令事案発生報告書（様式第4）に当該解任該当事案の送致書類の写しを添付し、交通企画課長を経由して委員会に報告すること。

(2) 審査等

交通企画課長は、安全運転管理者等解任命令事案発生報告書等を審査した結果、解任命令事案に該当すると認めた場合は、聴聞規則の定めるところにより聴聞の手続を行うこと。

2 解任命令の通知

交通企画課長は、解任命令が発せられたときは、安全運転管理者解任命令書（府規則様式第10号の4）又は副安全運転管理者解任命令書（府規則様式第10号の5）（以下総称して「解任命令書」という。）を警察署長に送付すること。

3 解任命令書の交付等

警察署長は、解任命令書の送付を受けたときは、当該自動車の使用者に対して、解任命令書を交付し、次の措置をとること。

(1) 安全運転管理者等の資格要件に適合する他の者を選任し、届出をするよう教示すること。

(2) 管理者処理簿等から当該安全運転管理者等を削除すること。

4 解任命令に伴う警察本部の措置

交通企画課長は、解任命令の決定がされたときは、安管システムの備考欄に解任命令の旨を入力すること。

第6 安全運転管理に関する報告要求等

安全運転管理に関する報告又は資料提出要求（法第75条の2の2第1項）に係る事務は、次により措置するものとする。

1 報告

警察署長等は、次の(1)に掲げる事案（以下「対象事案」という。）を認知したときは、安全運転管理に関する報告・資料提出要求事案発生報告書（様式第5）に、次の(2)の關係書類の写しを添付して交通企画課長を経由して委員会に報告すること。

(1) 対象事案

- ア 安全運転管理者等の解任該当事案に関するもの
- イ 自動車の使用制限に係る事案に関するもの
- ウ 当該事業所等の従業員が業務中に次のいずれかの事案を起こした場合
 - (ア) 死者を生じた交通事故の発生
 - (イ) 人の死傷に係る交通事故を起こした場合の措置義務違反（ひき逃げ）
 - (ウ) 酒酔い運転、過労運転、無免許運転（運転免許効力停止中の運転を含む。）及び政令大型自動車等の無資格運転
 - (エ) その他重大又は特異な交通事故の発生
- エ 運転者数当たりの人の死傷に係る交通事故の発生率が月間10パーセント以上又は年間30パーセント以上となつた場合
- オ その他安全運転管理の実態は握のため必要がある場合又は安全運転管理について問題があり指導の必要がある場合

(2) 関係書類

- ア 前記第5の1の(1)の解任該当事案の送致書類に準じた書類
- イ その他対象事案の発生等を疎明する書類

2 審査等

交通企画課長は、安全運転管理に関する報告・資料提出要求事案発生報告書及び関係書類を審査した結果、報告・資料提出要求事案に該当すると認めるときは、自動車の使用者等に対する報告・資料提出要求書（府規則様式第10号の6。以下「報告・資料提出要求書」という。）を警察署長に送付すること。

3 措置

(1) 警察署長は、報告・資料提出要求書の送付を受けたときは、当該自動車の使用者又は当該安全運転管理者に交付し、次のうち必要な事項の報告又は資料の提出を求めること。

- ア 事業所等の交通安全推進組織及びその活動状況
- イ 安全運転管理規程の策定状況
- ウ 運行計画（特に対象事案に係るもの）の策定状況
- エ 運転日誌の記録状況
- オ 業務用自動車の鍵の保管状況
- カ 点呼、日常点検等の実施状況
- キ 運転者に対する交通安全教育の実施状況
- ク 適性検査の実施状況
- ケ 賞罰制度の有無及びその運用状況
- コ 交通事故、交通違反発生時の報告制度の有無及びその運用状況
- サ 交通事故、交通違反再発防止の措置状況
- シ 私有車両の管理状況
- ス 任意保険の加入状況
- セ 交通安全運動の取組み状況
- ソ 対象事案の改善措置状況
- タ その他必要と認める事項

(2) 警察署長は、安全運転管理に関する報告又は資料の提出を受けた場合は、当該資料を編

冊の上保存し、安全運転管理の指導の参考にするとともに、その結果を安全運転管理に関する報告・資料提出要求結果報告書（様式第6）により、交通企画課長を経由し委員会に報告すること。

第7 安全運転管理者等の資格認定

安全運転管理者等の資格認定（施行規則第9条の9第1項第2号）に係る事務は、次により措置するものとする。

1 受理及び報告

警察署長は、安全運転管理者等の資格認定申請があつたときは、教習・認定申出書（府規則様式第10号の7。以下同じ。）及び添付書類各1通を受理し、教習・認定申出書送付書（様式第7）によりその都度交通企画課長を経由して委員会に報告すること。

2 審査等

交通企画課長は、教習・認定申出書及び添付書類を審査した結果、安全運転管理者等と同等以上の能力を有すると認めるときは安全運転管理者資格認定書（府規則様式第10号の9）又は副安全運転管理者資格認定書（府規則様式第10号の10）（以下総称して「資格認定書」という。）及び添付書類を警察署長に送付するものとする。

3 措置

警察署長は、資格認定書等の送付を受けたときは、当該申請者に連絡し、第1の安全運転管理者等の選任に係る届出書等の受理等に準じて措置すること。

様式第 1

安全運転管理実務経歴証明書

安全 運 転 管 理 者 に な ろ う と す る 者	住 所					
	氏 名					
	生 年 月 日					
	職務上の地位					
	自動 車 の 運 転 の 管 理 実 務 に 関 す る 経 歴	事業所等 の 名 称	職務上 の地位	勤 務 期 間	業務の内容 安全運転管理 者、同補助者 としての経歴等	
				年 月 日から 年 月間 年 月 日まで		
			年 月 日から 年 月間 年 月 日まで			
			年 月 日から 年 月間 年 月 日まで			
			年 月 日から 年 月間 年 月 日まで			

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

事業所の所在地

事業所の名称

自動車の使用者の氏名

年 月 末日 廃棄

警察署長 殿

第 号
年 月 日
警察署長

安全運転管理者等に関する届出書等移送書

下記の事業所等は貴署管内に自動車の使用の本拠の位置を変更したので届出書等を添付のうえ移送する。

記

年 月 末日 廃棄

京都府公安委員会 殿

第 号
年 月 日
長

自動車の使用者に対する是正措置命令事案発生報告書

みだしのことについて次のとおり報告します。

安全運転管理者等の氏名		届出警察署		届出番号	
当該安全運転管理者等を選任する事業所等	所在地				
	名称				
事案発生の日時					
事案発生の場所					
事案の概要					
添付書類					
備考					

年 月 末日 廃棄

京都府公安委員会 殿

第 号
年 月 日
長

安全運転管理者等解任命令事案発生報告書

みだしのことについて次のとおり報告します。

安全運転管理者等の氏名		届出警察署		届出番号	
当該安全運転管理者等を選任する事業所等	所在地				
	名称				
事案発生の日時					
事案発生の場所					
事案の概要					
添付書類					
備考					

年 月 末日 廃棄

京都府公安委員会 殿

第 号
年 月 日 長

安全運転管理に関する報告・資料提出要求
事案発生報告書

みだしのことについて次のとおり報告します。

対 象 事 業 所 等	所在地	
	名称	
	代表者の氏名	
	安全運転管理者 の氏名	
事案発生の日時		
事案発生の場所		
事案の概要		
添付書類		
報告又は資料提出を 要求する事項 (管内の事業所の場 合のみ記入する)		
備考		

年 月 末日 廃棄

京都府公安委員会 殿

第 号
年 月 日
警察署長

安全運転管理に関する報告・資料提出要求
結果報告書

みだしのことについて次のとおり報告します。

対 象 事 業 所 等	所在地	
	名称	
	代表者の氏名	
	安全運転管理者 の 氏 名	
要求書の受領者		
要求の日時		
報告・資料提出の 日 時		
報告・資料提出の 内 容 (提出資料等)		
指導した事項		
事業所等における今 後の措置		
備 考		

様式第7

年 月末日廃棄

京都府公安委員会 殿

第 号
年 月 日
警察署長

教習・認定申出書送付書

の申請にかかる教習・認定申出書を別添のとおり送付します。